

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【公開番号】特開2012-27369(P2012-27369A)

【公開日】平成24年2月9日(2012.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2012-006

【出願番号】特願2010-168062(P2010-168062)

【国際特許分類】

G 03 G 21/00 (2006.01)

G 03 G 15/20 (2006.01)

【F I】

G 03 G 21/00 3 7 0

G 03 G 15/20 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録材に形成された画像を加熱する像加熱部材と、前記像加熱部材との間で記録材を挟持搬送するニップ部を形成する加圧部材と、第一の記録材に形成された画像に対して第一の像加熱条件で加熱する第一モードと前記第一の記録材の厚みよりも大きい厚みの第二の記録材に形成された画像に対して第二の像加熱条件で加熱する第二モードとを実行する実行部と、を有する画像形成装置において、

複数の第一の記録材に形成された画像の前記ニップ部における加熱に続いて第二の記録材に形成された画像を前記ニップ部で連続して加熱する際に、前記第一モードから前記第二モードへの切換え動作期間は第一の記録材が前記ニップ部を通過する通過期間と重なる期間を有し、前記重なる期間では、前記第一の像加熱条件と異なる第三の像加熱条件で第一の記録材を加熱することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記複数の第一の記録材に形成された画像を連続して加熱する際の記録材間の間隔と、前記第一の記録材と前記第二の記録材との間の間隔は同じであることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記第一モードから前記第二モードへの切換え動作は、前記複数の第一の記録材の記録材間で開始し、少なくとも前記第一の記録材が前記ニップ部を通過した後であって、前記第二の記録材が前記ニップ部に進入する前に終了することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記第二の像加熱条件の加圧力は、前記第一の像加熱条件の加圧力よりも大きく、前記第三の像加熱条件の加圧力は、前記第一の像加熱条件の加圧力よりも大きく、前記第二の像加熱条件の加圧力よりも小さく設定されていることを特徴とする請求項1乃至請求項3の何れか一項に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記第三の像加熱条件における前記第一の記録材の通紙速度は、前記第一の像加熱条件

における前記第一の記録材の通紙速度よりも大きいことを特徴とする請求項 1 乃至 請求項 4 の 何れか一項 に記載の画像形成装置。

【請求項 6】

前記第一モードから前記第二モードへの切換え動作期間は前記第二の記録材の直前に搬送される第一の記録材が前記ニップ部を通過する通過期間と重なることを特徴とする請求項 1 乃至 請求項 5 の 何れか一項 に記載の画像形成装置。

【請求項 7】

記録材に形成された画像を加熱する像加熱部材と、前記像加熱部材との間で記録材を挟持搬送するニップ部を形成する加圧部材と、第一の記録材に形成された画像に対して第一の像加熱条件で加熱する第一モードと前記第一の記録材の厚みよりも大きい厚みの第二の記録材に形成された画像に対して第二の像加熱条件で加熱する第二モードとを実行する実行部と、を有する画像形成装置において、

第二の記録材に形成された画像の前記ニップ部における加熱に続いて複数の第一の記録材に形成された画像を前記ニップ部で連続して加熱する際に、前記第二モードから前記第一モードへの切換え動作期間は第一の記録材が前記ニップ部を通過する通過期間と重なる期間を有し、前記重なる期間では、前記第一の像加熱条件と異なる第三の像加熱条件で第一の記録材を加熱することを特徴とする画像形成装置。

【請求項 8】

前記第二モードから前記第一モードへの切換え動作は、前記第二の記録材と前記第一の記録材との間の記録材間で開始し、前記第二の記録材の直後に搬送される第一の記録材が前記ニップ部を通過し終わった後であって、その次の第一の記録材が前記ニップ部に進入する前に終了することを特徴とする請求項 7 に記載の画像形成装置。

【請求項 9】

前記第二の像加熱条件の加圧力は、前記第一の像加熱条件の加圧力よりも大きく、前記第三の像加熱条件の加圧力は、前記第一の像加熱条件の加圧力よりも大きく、前記第二の像加熱条件の加圧力よりも小さく設定されていることを特徴とする請求項 7 又は 請求項 8 に記載の画像形成装置。

【請求項 10】

前記第三の像加熱条件における前記第一の記録材の通紙速度は、前記第一の像加熱条件における前記第一の記録材の通紙速度よりも大きいことを特徴とする請求項 7 乃至 請求項 9 の 何れか一項 に記載の画像形成装置。